

看護小規模多機能型居宅介護事業所 やわらぎ 運営規程

（事業の目的）

第1条 一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団が設置する看護小規模多機能型居宅介護事業所 やわらぎ（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 59 条に規定する訪問看護の基本方針並びに「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 24 年宮崎市条例第 47 号）第 64 条に規定する訪問看護の基本方針及び「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（令和 3 年 3 月 18 日宮崎市条例第 14 号）第 192 条に規定する看護小規模多機能型居宅介護の基本方針（以下「基準条例」という。）を踏まえて行う。
- 2 前項の訪問看護は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を行い、看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
 - 3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 8 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとする。
 - 9 前 8 項のほか、基準条例に定める内容（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

第3条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 看護小規模多機能型居宅介護事業所 やわらぎ
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市大字小松 1133 番地
サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・アルバ壱番館 2 階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、従業者の管理、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第7項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1 名

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう第9条のサービス計画及び第10条の介護計画を作成するとともに、看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行う。

- (3) 従業者

- (ア) 介護職員 7 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (イ) 看護職員 2.5 名以上

常勤の看護師（又は保健師）は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護職員の監督等を行うとともに、第10条の介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及び第11条のサービス報告に関し、指導、助言等必要な管理を行う。看護職員は、主治医の指示が位置付けられた第10条の介護計画に基づき看護サービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 3 6 5 日

(2) 営業時間

(ア) 通いサービス	基本時間	6時～21時まで
(イ) 宿泊サービス	基本時間	21時～6時まで
(ウ) 訪問サービス		24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 事業所の登録定員は29名とする。

- 2 事業所の通いサービスの利用定員は15名とする。
- 3 事業所の宿泊サービスの利用定員は5名とする。

(看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容)

第8条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

- (1) 第9条のサービス計画の作成
- (2) 第10条の介護計画の作成
- (3) 通いサービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(ア) 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

- ① 移動の介護
- ② 養護（静養）
- ③ その他必要な介護

(イ) 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

(ウ) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ① 運動機能回復訓練
- ② 口腔機能回復訓練
- ③ レクリエーション
- ④ グループ活動
- ⑤ 行事活動
- ⑥ 園芸活動
- ⑦ 趣味活動
- ⑧ 地域活動への参加

(エ) 食事介助

- ① 朝食、昼食又は夕食の提供
- ② 食事の準備、後片付け
- ③ 食事摂取の介助
- ④ その他必要な食事の介助

(オ) 入浴介助

- ① 入浴又は清拭
- ② 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ③ その他必要な入浴の介助

(カ) 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

(キ) 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(4) 訪問サービス

(ア) 介護サービス

利用者の居宅を訪問して次の介護サービスを行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

- ① 入浴、排せつ、食事、清拭、体位変換等の身体の介護
- ② 調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助
- ③ 安否確認、見守り

(イ) 看護サービス

利用者に対して次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

訪問看護に関して、下記の疾病や病状の場合には、医療保険による訪問看護の対象となる。

- ・ 主治医が末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護が

必要との旨の指示を行った場合

- ・主治医が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を必要がある旨の特別指示を行った場合

(5) 宿泊サービス

利用者を事業所に宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(6) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- (ア) 日常生活に関する相談、助言
- (イ) 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- (ウ) 福祉用具の利用方法の相談、助言
- (エ) 住宅改修に関する情報の提供
- (オ) 医療系サービスの利用についての相談、助言
- (カ) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- (キ) 家族や地域との交流支援
- (ク) その他必要な相談、助言

(居宅サービス計画の作成)

- 第9条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始時に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条各号の具体的取組方針に沿って、居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。
- 2 介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。
 - 3 介護支援専門員は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。
 - 4 サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス計画に位置付けるよう努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

(介護計画の作成)

- 第10条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための

具体的な介護及び看護サービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 前項の介護計画のうち看護サービスに係る記載については、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものとし、看護職員との密接な連携を図り作成する。
- 3 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。
- 4 介護支援専門員は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 5 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、第1項の介護計画を利用者の主治医に定期的に提出する。
- 6 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（短期利用居宅介護）

第11条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第12条 看護職員（准看護師を除く）は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書（以下「サービス報告」という。）を作成する。

- 2 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項のサービス報告を利用者の主治医に定期的に提出する。

（利用料等）

第13条 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 1 2 6 号）によるものとし、当該指定看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

また、医療保険による訪問看護を提供した場合の利用額においては、健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。なお、費用に関しては重要事項説明書に記載されている通りとする。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用
 - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費。
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 宿泊に要する費用
 - (5) おむつ代
 - (6) エンゼルケアに要する費用
- 4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 5 前 4 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、第 23 条第 2 項の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうける。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第14条 通常の事業の実施地域は、宮崎市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第15条 利用者及びその家族は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

- 2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。
- 5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(衛生管理等)

- 第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - 9 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

(緊急時等における対応方法)

- 第17条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護職員は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
 - 4 事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

- 第18条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、当財団全体で実施される総合防災訓練へ参加する。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

（苦情処理）

- 第19条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
 - 3 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（情報の公表）

- 第20条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日付け老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号、以下「解釈通知」という。）第三の八の四の（１）に基づき、ホームページ・家族会での報告・事業所内に掲示・運営推進会議に報告等の方法で公表する。
- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

第21条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（虐待防止に関する事項）

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束）

第23条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 23 条第 2 項の運営推進会議に報告する。

（地域との連携等）

第24条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

- (1) 採用時研修 入職日より 2 日間
- (2) 継続研修 初年度年 5 回、次年度以降 3 回実施
- 2 従業者は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提出するものとする。
- 3 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 8 連続して長期間宿泊を希望する利用申込者若しくは利用者又はその家族から、当該利用申込者又は利用者を事業所の住所地において住民登録したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに当該事業所が入居施設ではないことを説明し、住民登録できないことに理解を得る。
- 9 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 10 第 13 条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

- 1 1 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
- 1 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は潤和リハビリテーション振興財団と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、平成26年4月23日から施行する。
この規定は、平成26年7月1日から施行する。
この規程は、平成27年6月1日から施行する。
この規定は、平成28年5月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年9月1日から施行する。
この規定は、平成30年1月23日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年7月1日から施行する。
この規定は、平成30年12月1日から施行する。
この規定は、令和元年10月1日から施行する。
この規定は、令和5年3月28日から施行する。
この規定は、令和6年01月01日から施行する。
この規定は、令和6年01月14日から施行する。

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている看護小規模多機能型居宅介護事業所について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）第５９条に規定する訪問看護の基本方針並びに「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成２４年宮崎市条例第４７号）第６４条に規定する訪問看護の基本方針及び「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（平成２４年宮崎市条例第４８号）第１９２条に規定する看護小規模多機能型居宅介護の基本方針に基づき、サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業者について

事業者名称	一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団
代表者氏名	大野 順子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	宮崎市大字小松 1 1 9 9 電話：0985-47-3744 F A X：0985-47-5202
法人設立年月日	(平成 24 年 10 月)

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所 やわらぎ
介護保険指定 事業所番号	4590100808
事業所所在地	宮崎県宮崎市大字小松 1 1 3 3 番地 1 サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・アルバ壱番館 2 階

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者様が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持、ご家族の身体的精神的負担の軽減、さらに社会的孤立感の解消を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練、介護、その他必要な援助を行うことを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

管 理 者	横山 美香
-------	-------

職		職務内容	人員数
管理者		1 従業者の管理、指定看看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 2 法従業者に対して運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1 名
介護支援専門員		1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関、地域包括支援センター等との連絡・調整を行う。	1 名
サービス提供者	看護師	看護師は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な看護及び世話、支援を行う。	2.5 名以上
	介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。	7 名以上

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365 日
①通いサービス提供時間	基本時間 6 時～21 時まで
②宿泊サービス提供時間	基本時間 21 時～6 時まで
③訪問サービス提供時間	24 時間
通常の事業の実施地域	宮崎市

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29 名
通いサービス 利用定員	15 名
宿泊サービス 利用定員	5 名

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画の作成		1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供開始時に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第13条各号の具体的取組方針に沿って、居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。 2 要介護状態の利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。 3 サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。 4 利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス計画に位置付けるよう努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。
相談・援助等		1 利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行います。
	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	宿泊サービス	利用者を事業所に宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとします。
訪問サービスに関する内容	身体介護生活介助	利用者の居宅を訪問して次の介護サービスを行います。サービス提供に当たっては可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとします。 ①入浴、排せつ、食事、清拭、体位変換等の身体介護 ②調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助 ③安否確認、見守り
	訪問看護	利用者に対して次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。 ・病状・障害の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持 ・食事および排泄等日常生活の世話 ・床ずれの予防・処置・リハビリテーション ・ターミナルケア ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導、 ・カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置
	その他	利用者の安否確認等を行います。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護事業所従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません

ん。

- 1 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- 2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- 5 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- 6 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 7 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 8 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

【別紙】利用料金表 1/9 頁参照

介護報酬改定に伴い料金に変更になった場合は、別途料金表にて説明します。

※利用料金は、介護保険の自己負担割合に応じた料金になります。

※1ヶ月ごとの包括費用（月限定）です。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

(4) 加算料金

【別紙】利用料金表 2/9～6/9 頁参照

別紙の加算算定要件を満たす場合、上記の基本部分に料金が加算されます。

介護報酬改定に伴い料金に変更になった場合は、別途料金表にて説明します。

※ 加算料金は、介護保険の自己負担割合に応じた料金になります

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

①送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 ・事業所から片道 10km 未満 500 円 ・事業所から片道 10km～15 km未満 1,000 円 ・事業所から片道 15 km以上の場合は 5 km 毎に 500 円加算
②交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業所から片道 10km 未満 500 円（税別） ・事業所から片道 10km～15 km未満 1,000 円（税別） ・事業所から片道 15 km以上の場合は 5 km 毎に 500 円（税別）加算
③食事の提供に要する費用	通いサービス及び宿泊サービスご利用時の食事の提供 2023. 10. 1～改定 朝食 540 円/回 昼食 691 円/回 夕食 691 円/回
④宿泊に要する費用	2,700 円/泊

⑤おむつ代	実費
⑥エンゼルケア	処置料として 10,000 円（税別）
⑦その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの
⑧自費利用	看護小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎを自費利用（介護保険外）でご利用する場合は、1 日当たり下記料金を請求します。 ・ 8,091 円（税別）※カーサ・アルバ壱番館に入居されている方は、7,290 円（税別）になります。 ※介護報酬が改定となった場合及び消費税が改定となった場合は、料率に準じた料金となります。 ※1 日とは 24 時間であり、24 時を過ぎた場合は新たに 1 日の利用料金が発生いたします。 ※要介護度に関わらず、同一料金となります。 ※利用時間に関わらず、1 日当たりの料金となります。

(6) 医療保険の給付となるサービスについて

①下記の疾病や病状の場合は、医療保険による訪問看護の対象となります。

- ・ 主治医が末期の悪性腫瘍その他＜注 1＞厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護が必要との旨の指示を行った場合
- ・ 主治医が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を必要がある旨の特別指示を行った場合

＜注 1＞ 厚生労働大臣が定める疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン関連疾患（進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋

委

縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

＜注 2＞ 厚生労働大臣が定める状態

イ 在宅悪性腫瘍等患者管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニュー

ー

レ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療養指導管理、在宅中

心

静脈栄養法指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在自己導尿指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅高血圧症患者指導管理を受けている状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ 真皮を超える褥瘡の状態

ホ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められた状態

②医療保険給付サービスの利用料金

【別紙】利用料金表 7/9～9/9 頁参照

診療報酬改定に伴い料金に変更になった場合は、別途料金表にて説明します。

※医療保険による訪問看護利用の際には、介護保険サービス利用料については、要介護状態

区分に応じて減算となります

* 医療保険で加算を算定した項目に関しては、介護保険では加算されません

③その他の利用料について

医療保険適用の訪問看護ご利用の場合に、以下の利用料は全額自己負担となります。

交通費（医療保険利用者）	訪問看護ステーションから利用者宅までの往復の距離分の交通費 1 回 訪 問 毎 1km に つ き 20 円 （ 税 別 ） ※1km 未満の端数は四捨五入
90 分を超える利用料	1 時間につき 2,000 円（税別） （※上記①～③以外に該当するご利用者、上記①～③に該当する利用者で週の 2 回目からの 90 分を超える利用の場合、⑤⑥に該当する利用者で週の 4 回目からの 90 分を超える利用の場合）
保険対象外の時間	1 時間につき 2,000 円（税別） （ご遺体のケアに掛かる時間、入院中の外出・外泊時の支援、保険外の訪問等）
エンゼルケア	処置料として 10,000 円（税別）

4. 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届けします。
2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、利用月翌月の 22 日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 ○利用者指定口座からの自動振替 2 お支払い確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行ないます。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6. 衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

(2) 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修を年2回行っています。

(3) 他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7. 緊急時の対応方法について

看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要と判断した場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講じます。また契約書に記載されている緊急連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名：一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団 潤和会記念病院
	所在地：宮崎市大字小松 1119 番地 電話番号：0985-47-5555 ファックス番号：0985-47-8558

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災（株）
保険名	全日病厚生会 居宅介護支援事業者賠償責任保険

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：鎌田祐子

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施：毎年2回

10. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

➤ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (看護小規模多機能型居宅介護)	所在地： 宮崎市大字小松 1133 番地 電話番号： 0985-47-6707 FAX 番号： 0985-47-6706 受付時間： 8:30～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 宮崎市介護保険課	所在地： 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号 電話番号： 0985 (21) 1777 FAX 番号： 0985 (31) 6337 受付時間： 8:30～17:00
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地： 宮崎市原町 2 番 2 号 電話番号： 0985 (22) 3145 FAX 番号： 0985 (27) 9003 受付時間： 8:30～17:00

11. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所内に文書により掲示しています。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 横山 美香

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通

じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 地域との連携について

(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護事業所について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。

(3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16. サービス提供の記録

(1) 看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. サービスの利用をやめる場合

(1) 契約の更新・終了

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約有効期間の2日前までにご利用者の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① ご利用者が死亡した場合

② 要介護度の変更によりご利用者の心身の状況が、要支援区分ないし及び自立と認定された場合

- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除のお申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(2) ご利用者から契約解除の申出

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付及び医療保険給付対象外のサービスの利用料金に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約にさだめるサービスの提供を実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただく場合があります。

- ① ご利用者又はご家族等が、規約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合
- ③ 禁止事項に該当する行為の中止を催告したにもかかわらず、改善が見込めないと判断された場合
- ④ ご利用者又はご家族等が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ ご利用者又はご家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービス提供を継続できないと判断できる場合

(4) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

※ 上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針並びに「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年宮崎市条例第47号）第64条に規定する訪問看護の基本方針及び「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（平成24年宮崎市条例第48号）第192条に規定する看護小規模多機能型居宅介護事業所の基本方針を踏まえて利用者に説明を行いました。

事業者	事業所名	看護小規模多機能型居宅介護事業所 やわらぎ
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

平成29年8月31日改廃	平成29年9月1日施行
平成30年3月31日改廃	平成30年4月1日施行
平成30年6月30日改廃	平成30年7月1日施行
平成30年11月30日改廃	平成30年12月1日施行
令和元年09月30日改廃	令和元年10月01日施行
令和2年07月31日改廃	令和2年08月01日施行
令和3年03月31日改廃	令和3年04月01日施行
令和4年03月31日改廃	令和4年04月01日施行
令和4年09月30日改廃	令和4年10月01日施行
令和5年03月27日改廃	令和5年03月28日施行
令和5年05月31日改廃	令和5年06月01日施行
令和5年09月30日改廃	令和5年10月01日施行
令和5年12月31日改廃	令和6年01月01日施行
令和6年03月31日改廃	令和6年04月01日施行
令和6年9月30日改廃	令和6年10月01日施行